

# 独立行政法人国立美術館役員退職手当規則

平成13年 4月 2日

国立美術館規則第19号

## (目的)

第1条 この規則は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）第52条第2項の規定に基づき、独立行政法人国立美術館の理事長、理事及び監事（非常勤の役員を除く。以下「役員」という。）が退職（死亡及び解任された場合を含む。以下同じ。）した場合の退職手当の支給について定めることを目的とする。

## (退職手当の額)

第2条 退職手当の額は、在職期間1月につき、退職した日におけるその者の俸給月額に100分の100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人国立美術館の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得た額とする。ただし、第3条の2第1項及び第4条後段の規定により引き続き在職したものとみなされる者の退職手当の額は、異なる役職ごとの在職期間（以下「役職別期間」という。）1月につき、退職の日における当該異なる役職ごとの俸給月額に100分の10.4625の割合を乗じて得た額に文部科学大臣が0.0から2.0の範囲内で独立行政法人国立美術館の業務実績に対する評価に応じて決定する業績勘案率を乗じて得たそれぞれ額の合計額とする。

## (在職期間の計算)

第3条 在職期間及び役職別期間の月数の計算については、任命の日から起算して暦に従って計算するものとし、1月に満たない端数（以下「端数」という。）が生じたときは1月と計算するものとする。

2 前条ただし書の規定による場合において、役職別期間の合計月数が在職期間の在職月数を超えるときは、役職別期間のうち端数の少ない在職月数から当該超える月数に達するまで順次1月を減ずるものとし、この場合において、端数が等しいときは、後の役職別期間の在職月数から1月を減ずるものとする。

## (在職期間の計算等の特例)

第3条の2 役員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）第2条第1項に規定する職員（以下「退職手当法適用職員」という。）となるため退職をし、かつ、引き続き退職手当法適用職員として在職した後引き続き再び役員となった者の在職期間の計算については、先の役員としての在職期間の始期から後の役員としての在職期間の終期までの期間は、役員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 前項の規定による場合において、退職手当法適用職員として在職した期間の第2条ただし書きの適用に係る俸給月額については、退職手当法適用職員として在職した期間の役職等を勘案し、理事長が別に定める。

3 退職手当法適用職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き役員となるため退職し、かつ、引き続き役員となった場合におけるその者の役員としての引き続きいた在職期間には、その者の退職手当法適用職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

4 役員が第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて退職手当法適用職員となった場合又は前項の規定に該当する役員が退職し、かつ、引き続いて退職手当法適用職員となった場合においては、この規則の規定による退職手当は、支給しない。

5 第3項の規定に該当する役員のうち前項に該当する者以外の者が退職した場合の退職手当の額については、第2条の規定にかかわらず、当該退職の日に退職手当法適用職員に復帰し退職手当法適用職員として退職したと仮定した場合の、第3項の役員としての在職期間（退職手当法適用職員として引き続いた在職期間を含む。）を国家公務員退職手当法第7条に規定する在職期間とみなし同法の規定を準用して計算した退職手当の額に相当する額とする。この場合における当該退職の日における俸給月額、当該役員が第3項に規定する役員となるため退職手当法適用職員を退職した日における退職手当法適用職員としての俸給月額を基礎として、当該役員としての在職期間等を勘案し、理事長が別に定める。

（再任等の場合の取扱い）

第4条 役員が任期満了の日又はその翌日において再び同一の役職の役員に任命されたときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に任命されたときも同様とする。

（退職手当の支給）

第5条 退職手当は、法令によりその退職手当から控除すべき額を控除し、その残額を直接本人に、本人が死亡したときは、その遺族に支給する。

2 前項の規定にかかわらず、業績勘案率を1.0とし算出する退職手当の額以内の額（以下この条において「暫定退職手当額」という。）を、役員が退職の日以後に支給することができる。

3 前項の規定により暫定退職手当額が支給された場合は、当該暫定退職手当額は第1項の規定により支給する退職手当の額（以下この項において「決定支給額」という。）の内払いとみなし、業績勘案率が決定した日以後遅滞なく決定支給額と当該暫定退職手当額の差額を精算する。

（退職手当の返納等の取扱い）

第6条 退職手当の返納等の取扱いについては、退職手当法適用職員の例に準ずるものとする。

（退職手当の支給制限）

第7条 役員が通則法第23条第2項第2号の規定に該当し、解任されたときは当該役員には退職手当は支給しない。

（遺族の範囲及び順位）

第8条 第5条に規定する遺族の範囲及び順位は、次の各号に規定するところによるものとし、第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、同号に掲げる順位による。

一 配偶者（婚姻の届出をしないが、役員が死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）

二 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹及びその他の親族で役員が死亡当時主としてその収入によって生計を維持し、又は生計を共にしていた者

三 子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹で前号に該当しない者

2 前項第2号及び第3号の規定中父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

3 退職手当を受けるべき遺族のうち、同順位の者が2人以上あるときは、その人数により等分して支給する。

(端数の処理)

第9条 この規則に定めるところによる退職手当の計算の結果生じた100円未満の端数は、これを100円に切り上げるものとする。

(実施に関し必要な事項)

第10条 退職手当の支給手続その他この規則の実施に関し必要な事項は、退職手当法適用職員の例に準ずるものとする。

#### 附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

#### 附 則 (平成14年5月1日 国立美術館規程第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 施行日前から引き続き在職する役員の施行日以後の退職による退職手当の額は、任命の日から施行日の前日までの在職期間を改正前の第2条第1項の規定により、施行日から退職の日までの在職期間を改正後の同項の規定によりそれぞれ計算して得た額の合計額とする。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成15年9月2日から施行する。

#### 附 則 (平成15年12月26日 国立美術館規則第30号)

- 1 この規則は、平成16年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行日の前日に現に在職し、施行日以後引き続き在職した後退職した役員の退職手当の額は、この規則による改正後の第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。
  - 一 平成14年5月1日(以下「基準日」という。)の前日に現に在職する役員 独立行政法人国立美術館役員退職手当規程の一部を改正する規程(平成14年5月1日制定)附則第2項中「退職の日」とあるのを「平成15年12月31日」と読み替えて同項を適用し計算して得た額と施行日以後の在職期間をこの規則による改正後の第2条の規定により計算して得た額の合計額。
  - 二 基準日以後に任命された役員 この規則の施行日の前日までの在職期間をこの規則の改正前の第2条の規定により、施行日から退職の日までの在職期間をこの規則による改正後の同条の規定によりそれぞれ計算して得た額の合計額。
- 3 前項の規定において、各在職期間の月数の計算については、それぞれ暦にしたがって計算するものとし、端数を生じたときは1月と計算するものとする。

#### 附 則

この規則は、平成23年12月1日から施行する。

附 則（平成25年3月22日 国立美術館規則第6号）

（施行期日）

1 この規則は、平成25年3月23日から施行し、平成25年1月1日から適用する。

（経過措置）

2 第2条の規定の適用については、同条中「100分の10.4625」とあるのは、平成25年1月1日から同年9月30日までの間においては「100分の12.25」と、同年10月1日から平成26年6月30日までの間においては「100分の11.5」とする。

附 則（平成27年3月31日 国立美術館規則第6号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月30日 国立美術館規則第3号）

この規則は、平成30年1月30日から施行し、平成30年1月1日から適用する。